

## 参 考 资 料



# 1. 用語解説

## あ

### ■インフォーマルなサービス

法律や制度に則らないサービス。例として、社会福祉協議会やボランティアグループの実施するサービスのほか、地域のたすけあい活動なども含まれます。

### ■FVAC

ふっさボランティア・市民活動センターを英語で表すと「Fussa Voluntary Action Center」となり、それぞれの頭文字で「FVAC」となります。

→ボランティア・市民活動センター

### ■おもちゃ図書館

上手に遊ぶことのできない、心やからだにハンディキャップをもっている子どもたちや、社会的な刺激を必要とする子どもたちに、おもちゃを通して出会いとふれあいの機会をプレゼントし、おもちゃで遊ぶことの楽しさ、素晴らしさを知ってもらい、そのことにより、子どもたちの心やからだに豊かに成長していくことを願ってつくられたものです。

## か

### ■介護予防・日常生活支援総合事業

市区町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成 23 年（2011 年）の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成 26 年（2014 年）の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっています。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメント（ケアマネジャーによるケアプラン。地域包括支援センターで行う）があり、要介護（要支援）認定で「非該当」に相当する第 1 号被保険者（65 歳以上高齢者）や要支援 1・2 と認定された被保険者を対象としています。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行するとともに、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、平成 29 年（2017 年）3 月末までに全市区町村で実施するよう、各市区町村で整備が進められました。

### ■子育てサロン

子育てに奮戦中のお母さんやこれからママになる妊婦さんにほっとし、リフレッシュしてもらおうと共に、子育ての悩みや出産への不安など同じ立場同士で情報交換や気持ちを共有していただく場です。

## ■コミュニティソーシャルワーク（CSW）

地域における暮らしに様々な課題を抱える住民の方々への支援を、個別支援にとどまらずに地域支援とも一体的に行うとともに、法制度に基づく公的な施策のみならずインフォーマルなサービスとも結びつけ、ソーシャルサポートネットワークを構築して、誰もが共生して幸せに生きていくことのできる地域社会（コミュニティ）を作り出していくことを目指す総合相談支援のソーシャルワーク技法です。積極的なアウトリーチでニーズを掘り起こしたり、制度の隙間を埋めていく支援をしたり、そのために多職種・多機関連携を図ったり、地域社会や住民に働きかけて新しい福祉資源を創り出していくことなどが欠かせないとされています。

## さ

### ■市民後見人

成年後見人となる一般市民。弁護士や司法書士などの国家資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識を身につけ、成年後見人として家庭裁判所から選任された人です。

### ■障害児相談支援事業

障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

### ■生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められており、生活困窮者自立支援法に規定されています。

## た

### ■地域包括支援体制（地域包括ケアシステム）

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制です。

### ■地域包括支援センター

専門三職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー及び保健師）を置き、包括的支援事業（介護予防マネジメント、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント、虐待防止等・権利擁護など）を実施し、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、福生市においては市内2か所に設置しています。

### ■特定相談支援事業

障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ご

とにモニタリングを行う等の支援を行います。

は

#### ■ピアカウンセリング

障害者同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、互いに支持しあうカウンセリングです。

#### ■ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織です。

#### ■ボランティア・市民活動センター

だれもが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるよう、条件整備を行うとともに、各種講座の開催やグループ・活動の紹介、福祉制度・活動に関する情報の提供を行っており、いつでもだれでもが気軽に立ち寄れるボランティア・市民活動の拠点です。

や

#### ■要配慮者

平成 25 年（2013 年）6 月の災害対策基本法の一部改正により定められた概念で、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことを指します。

## 2. 福生市福祉地区活動者調査のまとめ

対象事業：小地域福祉活動

対象者：各地区小地域社活動リーダー（19 地区・人）

回答数：11 人

アンケート期間：平成 29 年 8 月 30 日～9 月 14 日

### 1 常時活動を行なっている人数

10 人以下 4 地区

10 人 3 地区

20 人 3 地区

30 人 1 地区

### 2 回答者の性別

男性 4 人

女性 7 人

### 3 回答者の年齢

60 歳代 2 人

70 歳代 3 人

80 歳代以上 6 人

### 4 これまでに取り組んできた活動（複数回答）

- 地域の防犯・防災など 9 地区
- 高齢者が安心して暮らせる環境・サービス 7 地区
- 自然環境やごみ・道路などの生活環境 1 地区
- 子どもが安心して暮らせる環境・サービス 1 地区
- 交通手段の利便性 ———
- 障害者が安心して暮らせる環境・サービス 1 地区
- 地域住民の連携を深める活動 9 地区
- 健康に関する活動や相談などができる環境 5 地区
- その他 サロン活動、食事会、お茶飲み会、健康体操 3 地区

## 5 これまでに取り組んできた活動で、成果が上がった活動（複数回答）

- 地域の防犯・防災など 4 地区
- 高齢者が安心して暮らせる環境・サービス 5 地区
- 自然環境やごみ・道路などの生活環境 ———
- 子どもが安心して暮らせる環境・サービス 1 地区
- 交通手段の利便性 ———
- 障害者が安心して暮らせる環境・サービス ———
- 地域住民の連携を深める活動 9 地区
- 健康に関する活動や相談などができる環境 5 地区
- その他 2 地区

体操（脳トレ、筋トレ）が好評で、食事会には男性も参加。

高齢者の個人的ボランティアの集まりの老々介護で、連続的普遍的なものにならない断片的なもの、成果については評価し難い。

## 6 毎日の福祉活動を展開していく上で困っている事や課題（複数回答）

- どこまで支援を行うのかの判断が難しい 6 地区
- 虐待などの予防や早期発見に繋がる情報が把握しにくい 2 地区
- 個人情報保護により、行政から活動に必要な情報を得られない 5 地区
- 訪問しても出てきてくれない。嫌がられる 4 地区
- 町内会等に参加していない方や引っ越してきた方の把握が難しい 5 地区
- いろいろな行事に来てくれない方へのアプローチが難しい 5 地区
- 支援を必要とする方の家族との協力関係を築く事が難しい 4 地区
- ほかの団体との連携がうまくいかない ———
- 相談内容をどこにつなぐのか、判断が難しい ———
- 社会福祉に関する知識の習得、情報の整理が追いつかない 2 地区
- 忙しすぎて自分の時間が取れない ———
- 特になし ———
- その他 2 地区

ひとり暮らしで、いろいろお知らせしても外に出てこない方が心配。特に男性の高齢者はご近所との交流は求めず、親族ともあまり連絡を取らない方が多いように思われる。そのような方が救急車で運ばれても支援のしようがない。

従来、どこまで介入するか各人各様の判断で活動して来たが、先般「見守り手帳」が配布されてからは判断がしやすくなった。

## 7 小地域福祉活動を組織的に広げる上での課題（複数回答）

- メンバーが高齢化してきている 10 地区
- 活動のためのメンバーが少ない、足りない 5 地区
- 活動の中心となるリーダーや後継者が育たない 10 地区
- 活動資金が不足している 1 地区
- 活動内容が、多くの人に参加しやすいものになっていない 3 地区
- さまざまな団体・施設・個人とのネットワークが弱い 2 地区
- 活動内容を知らせたり、情報を発信したりする機会が乏しい 1 地区
- 活動拠点の場所の確保が難しい 2 地区
- 活動に必要な情報や専門知識が不足している 2 地区
- 特にない ———
- その他 1 地区

スタッフの病気や他界によって、グループ構成要件の 10 名を切る状況になる事があり、補充に苦勞。また、スタッフのなり手が現れない。

## 8 これからの福生市で、地域福祉推進のために優先して取り組むべき事項（三つ選択）

- 身近な場所での総合的な相談窓口の充実 3 地区
- 市民が気楽に参加・利用できる身近な地域での福祉活動の拠点 4 地区
- 高齢者・障がい者・児童の福祉施設・サービスの充実 1 地区
- 市民の福祉意識を高める広報・啓発の強化 6 地区
- 学校教育や社会教育での福祉教育の充実 1 地区
- 地域福祉活動の活動費・運営費の資金助成 1 地区
- ボランティア団体や NPO 法人などの育成支援 2 地区
- 地域福祉活動を推進する人材育成 9 地区
- 特にない
- わからない 1 地区
- その他 1 地区

福祉というと福祉専門学校という概念になっているが、人間形成には福祉教育は不可欠であり、一般教育に含めることを教育委員会で取り上げなければ、世代につながる人材は得られない。

## 9 社会福祉協議会への期待・要望（自由記述）

- 勉強会を企画してほしい。スタッフ全員が参加でき、小地域活動の意識を高められるような企画を考えてほしい。
- ①活動費の助成は問題あり。活動の内容により助成していくべきで、基本部分は一律にし



て、活動の中身で上積みしていくことを検討すべき。毎年一律 10 万円の限度は再検討してもらいたい。②小地域の立ち上がっていない町会への取り組みに力を入れてほしい。③ FVAC の法人化を検討してもらいたい。

- 会を運営していく上でお世話になっています。職員の方が FVAC も兼ねていらっしゃるが多忙なので申し訳なく思っています、いろんな面で大変だろうと感じています。もっと社協全体の人に小地域のことを理解していただくことを望みます。局長さんもたまには会を見学してください。
- 楽しい企画、健康に関するお話などありましたら、よろしくご指導をお願いします。
- 第 3 期福生市地域福祉計画の実施計画を実施し、その結果を評価し PDCA ができていたかを総括評価すべき、サークルの回転数がアクションの回数で改善につながる。
- 自分たちのグループにあった活動には、どのようなものがあるのか、また、どのように活動を進めたら良いのか、具体的に教えて欲しい。

## 10 日頃の福祉地区活動で感じていること（自由記述）

- サロンに出席している方で、自分の意思ではなく、家族の勧めでデイサービスに行かされている方、怪我をして施設に入られる方が多くなりました。ひとり暮らしの方が半分くらいおられますので、おしゃべりが十分できるような企画を日頃考えていますが、時々これでいいのかなと思ったりもしています。一番は、とても楽しかったと言って帰って行かれるので、これでいいのかもしれない。
- 地域に住んでいらっしゃる高齢で遠出が難しい方が多くなったので、少しでも団地の住民同士で知り合いとなり、同じ時間が過ごせたら孤独にならないのではという気持ちからやり始めて、今年で 12 年目を迎えました。スタッフも変わらず仲良くやっています。年々増える高齢者に少しでも喜んでいただけたらとの思いでやっています。もっともっと寄り添えることができると毎日考えてやっていますが、果たして皆様はどう思っているのか？でもお会いする人に、楽しかった、今度はいつと言われたりすると、たとえ少数の人でも喜んでくださる人があれば続けていこうという気持ちになります。食事の内容、アトラクションも常に考えていきたいと思っております。身体の続く限り。
- 利用者さん、スタッフが高齢化しており、今まで来ていた利用者さん達も足腰が弱ったため会場に来られません。熊牛は地域が広いということもあります。お迎えもなかなかできないので、どうしたら良いか。亡くなられた方、施設に入所した人たちも最近多いです。後継者を育てることも難しいです。今はスタッフさん達でお声をかけ、利用者さんを増やしていけたらと思っています。
- 今後の後任者（小地域福祉活動）が見つかりません。特に 70 歳～ 50 歳台の若い人は、このような目立たない仕事はやりたがらない。現在、80 歳代以上の高齢者で行なっていますが、都営アパートやマンション住まいの方は仕事をやりたがらない。80 代が年々歳を重ねると、意欲はあっても体力・知力が衰える一方ですので、来年度以降が非常に心配しております。
- 見守り活動が遠くからの見守りのみで、どこまで支援をしているのかわからず、次の一歩がなかなか踏み出せない。

### 3. 第4期福生市地域福祉活動計画策定委員会

#### (1) 第4期福生市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

要綱第58号

平成29年3月31日

(目的)

第1条 この委員会は、第4期福生市地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は第4期福生市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者20名以内をもって構成し、福生市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の会長が委嘱する。

- (1) 町会長協議会の代表等関係者
- (2) 民生委員・児童委員協議会の代表等関係者
- (3) 医療・看護関係機関の代表等関係者
- (4) 福祉関係団体の代表等関係者
- (5) 福祉施設の職員等関係者
- (6) 知識経験者
- (7) 住民の代表
- (8) 行政の職員
- (9) 社協理事
- (10) その他社協会長が必要と認める者

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の実施期間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会に広く市民の声を反映させるために市民を構成員とする部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は社協内に置く。

(設置期間)

第8条 この委員会の設置期間は、第4期福生市地域福祉活動計画策定委員会の初回開催日から平

成 30 年 3 月 31 日までとする。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか運営に関して必要な事項は、委員会において定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 第4期福生市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

役職名	氏名	選出区分	所属団体名等
委員長	持田 洸	町会長協議会	福生市町会長協議会 会長
副委員長	萬沢 明	知識経験者	社会福祉士・日本福祉大学非常勤講師
委員	齋藤久美子	民生委員・児童委員	福生市民生委員・児童委員協議会 副会長
委員	山際太美子	医療・看護機関等	福生訪問看護ステーションこころ 所長
委員	小林 歌子	福祉関係団体	福生市老人クラブ連合会 副会長
	島田 雅由		福生市身体障害者福祉協会 会長
	高木あさ子		福生市母子寡婦福祉会 会長
	杵淵 茂夫		福生市聴覚障がい者協会 会長
委員	古谷 光好	福祉施設職員	福生市保育協議会（福生本町保育園園長）
	石垣 敦士		（福）ひまわり会 麦わら帽子
委員	多田 尚子	知識経験者	東京都社会福祉協議会
委員	高崎 賢啓	住民の代表	バリアフリー 2001 代表
	橋本美也子		小地域福祉活動（牛二福祉地区） 代表
	乙津由紀子		点字サークルほたる 代表
委員	坂本 乃一	行政の職員	福祉保健部 社会福祉課
委員	高木 裕	社協理事	福生市社会福祉協議会 常務理事

## (3) 第4期福生市地域福祉活動計画策定委員会等の開催状況

開催日	会議名	内容
平成29年7月11日	第1回策定委員会	委員長選出、計画書素案策定方針確認
平成29年8月28日	第1回作業部会	第3期活動計画進捗管理・事業評価、計画書素案の検討
平成29年9月26日	第2回策定委員会	計画書素案枠組みの検討
平成29年9月29日	第2回作業部会	計画書素案作成の進捗状況確認 具体的施策項目の検討
平成29年11月17日	第3回作業部会	具体的施策の検討、確認
平成29年11月29日	第3回策定委員会	具体的施策を含む全体の検討を通して、パブリックコメント用素案の確認
平成29年12月12日	第4回作業部会	パブリックコメント用素案の最終確認
平成29年12月18日から 平成30年1月5日	パブリックコメント	
平成30年1月18日	第5回作業部会	答申用素案の最終調整
平成30年1月23日	第6回作業部会	答申用素案の最終調整
平成30年2月15日	第7回作業部会	策定委員会に提案する答申用素案確認
平成30年2月26日	第4回策定委員会	答申案確認・確定、答申

(4) 諮問書 (写し)



福社協発 60号

平成29年7月11日

第4期福生市  
地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 持田 洸 様

福生市社会福祉協議会

会長 秋山 美左江

第4期福生市地域福祉活動計画の策定について (諮問)

現行の第3期福生市地域福祉活動計画を見直し、平成30年度を初年度とする第4期福生市地域福祉活動計画を策定するにあたり、計画の基本的な考え方並びに内容について、貴策定委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

(5) 答申書 (写し)



平成30年2月26日

社会福祉法人  
福生市社会福祉協議会  
会長 秋山美左江 殿

第4期福生市  
地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 持田 洸

第4期福生市地域福祉活動計画について (答申)

本委員会は、平成29年7月11日付けで貴職から諮問されました第4期福生市地域福祉活動計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、ここに結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

---

## 第4期 福生市地域福祉活動計画 ささえあいプラン ふっさ

平成30年(2018年)3月発行

発行 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会  
〒197-0004  
東京都福生市南田園二丁目13番地1(福生市福祉センター内)  
電話 042-552-2121 Fax 042-553-7532  
ホームページ <http://www.fussashakyo.or.jp>

---

